

2009年3月31日

Zenken通信 (vol. 19)

▽ 今回のお届け情報

Title: 沖縄県「最低制限価格見直しへ」

Outline

添付資料P1～5

○沖縄県は、公共工事のあり方など建設業の改善に関する調査・検討を行うため、有識者や業界関係者らで構成する「県建設業審議会」を設置し、3月26日に第一回審議会を開催した。
その初会合で県は、現在は予定価格の65～85%で設定されている最低制限価格の見直しについて諮問、次回以降から議論を本格化させる。
なお、審議会には沖縄県建設業協会の呉屋会長もメンバーとなっている。

《沖縄県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

2009.3.27 沖縄タイムス

最低制限価格見直しへ

県、建設業審議会に諮問

県は26日、公共工事の入札制度の在り方など建設業の改善に関する調査・検討を行うため、有識者や業界関係者らで構成する「県建設業審議会」を設置、県発注建設工事の最低制限価格の見直しについて諮問した。

県発注工事は、人件費や材料費などを積み上げて設計額（予定価格）を算出。最低制限価格は業者が落札できる最も低い額で、適正施工や業者の経営基盤確保のため、予定価格の65～85%で設定されている。ただ、業界からは現行の最低制限価格では利益が出ないとし、上限率の引き上げを求める動きがある。

審議会は学識経験者や工事の需要者、建設業者の計13人で構成。審議事項は①建設業活性化のための施策②入札契約制度の改善のための施策③県入札参加資格審査・等級格付け④建設業の諸制度などを想定。知事諮問への答申だけでなく、独自提言もできる。安里力ツ子副知事は同日、各委員に委嘱状を交付。その後の初会合では、富川盛武沖縄国際大学長を会長に、大島順子琉球大准教授を会長代行に選出した。県が昨年3月にとりまとめた「県建設産業ビジョン」を参考に、県内建設業界の現状や課題について意見交換した。今後、年4回程度の会合を持ち、答申に

向け議論を深める。

建設業審議会が初会合

最低制限価格見直し諮問

沖縄県

沖縄県は、公共工事の入札制度のあり方や県内建設業の活性化に向けた施策などについて調査・審議する同県建設業審議会（会長・富川盛武沖縄国際大学学長、13人）を設置、26日に第1回審議会を開いた。初会合では建設工事における最低制限価格の見直しについて諮問、次回審議会から議論を本格化する。

審議会には有識者5人、建設工事の需要者4人、建設業者4人で構成。▽建設業の活性化のための施策▽入札契約制度の改善のための施策▽県入札参加資格審査および等級格付け▽建設業の諸制度について知事の諮問に応じて調査・審議する。審議会は年3回程度を予定。

第1回審議会では、中

央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルをベースに設定している県の最低制限価格の適正なあり方について検討するため、意見を求めた。

富川会長以外の審議会メンバーは次の通り。
▽大島順子琉球大学准教授▽仲尾次洋子名桜大学准教授▽儀部和歌子弁護士▽大久勝沖縄建設新聞代表取締役社長▽佐久眞章沖縄電力代表取締役副社長▽平良英行技術士（建設部門）▽小那覇涼子NPO法人消費者センター沖縄理事長▽諸見里安敏沖縄振興開発金融公庫企画調査部長▽呉屋守

将金秀建設代表取締役会長（県建設業協会会長）
▽島袋公功ヤシマ工業代表取締役会長（県電気管工事協会会長）▽高良勇三宝土建代表取締役社長

（県中小建設業協会会長）
▽奥浜宏工友社代表取締役社長（建設産業専門団体沖縄地区連合会会長）



沖縄県諮問土第30号

沖縄県建設業審議会

建設工事における最低制限価格の見直しについて（諮問）

沖縄県建設業審議会設置条例（平成20年12月26日条例第47号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項 「建設工事における最低制限価格の見直しについて」

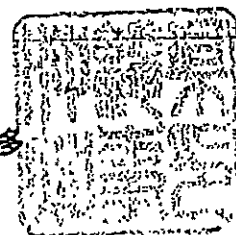
2 諮問の趣旨

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されている。

県においては、最低制限価格は「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」いわゆる「公契連モデル」による算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約額の種類及び金額に応じて設定しておりますが、今後適正な最低制限価格のあり方を検討するため意見を求めるものである。

平成21年3月26日

沖縄県知事 仲井眞 弘 多



建設業審議会の設置について

沖縄県土木建築部土木企画課

1 沖縄県建設業審議会設置について

建設業は、土木・農林などの道路・港湾・空港・建物等の構造物を直接建設する業者だけでなく、その周辺関連業者として、鉄工構造物製造業やコンクリート・アスファルト製造、ガラス加工、材木、重機、運送車両、資機材、燃料の販売その他広範にわたり、建設関連業者の連携により成り立っている、裾野の広い産業であります。

沖縄県の建設業界は、県の基幹産業として全産業の総生産額の約7%、全就業者数の11%を占め、その動向が県経済や雇用にも大きく影響するが、現状をみると、建設投資が長期縮減するなかで、建設業者の供給過剰、受注競争の激化による経営環境の悪化など多くの課題を抱え、県経済や雇用にも悪影響が懸念されます。

一方、県は、公共工事の発注者として、価格と品質で総合的に優れた調達に公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、入札及び契約の適正化に取り組んで行かなければなりません。

このような状況の中にあって、県の社会資本の整備の着実な推進のためにはその実行役となる建設業の安定が必要であり、その活性化に向けた経営基盤の強化や技術力の向上、近代化、人材育成等、各種振興策を講じる必要があります。

このため、沖縄県では、県建設工事の需要（発注）者、建設業（受注）者、有識者、県民など各層の多様な意見を建設行政に反映させるため、沖縄県建設業審議会を設置することとしました。

2 建設業審議の組織役割について

沖縄県は、平成20年12月26日に沖縄県条例第47号で「沖縄県建設業審議会設置条例」を制定しました。建設業審議会の役割は、公共工事の入札制度の在り方や、県内の建設業の活性化のための施策、建設業の改善等に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議することとなっております。

(1) 委員の構成について

審議会は、委員13人以内で組織し、次のような区分になっており

4

- ・学識経験のあるもの5人
- ・建設工事の需要者4人
- ・建設業者4人

発注者側や受注者側の一方に偏らない公正・中立な構成になっています。

(2) 審議会で調査審議する事項について

次の項目を審議事項として想定しております。

- ① 建設業の活性化のための施策
- ② 入札契約制度の改善のための施策
- ③ 沖縄県入札参加資格審査及び等級の格付けについて
- ④ 建設業の諸制度について

3 結びに

建設業審議会の設置については、かねてより、建設産業界から要望があり、また、県が平成20年3月に策定した「沖縄県建設産業ビジョン」においも、建設産業の諸課題に関する重要事項を調査審議し、検討内容を政策に反映させるため知事の諮問機関としての沖縄県建設業審議会の設置についての提言がありました。

さらに、近年の建設業を取り巻く環境は大きく変化しており、公共工事の入札・契約制度の環境整備、建設業の経営基盤整備など早急に取り組むべき課題があります。

このような状況の中で設置された本審議会には、建設業の改善や活性化につながる調査審議が期待されております。